

○大学等で必要な学科（実習含む）を修めて卒業後、試験により取得（保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等）

大学等で必要な学科を修めて卒業し、看護師国家試験及び保健師国家試験に合格した者が保健師となることができる。

○行政機関内で一定の養成プログラムの下に現場の実務と研修を経て取得（家庭裁判所調査官等）

家庭裁判所調査官補として採用された後、見学等で初歩的な知識を習得する実務修習（予習期）（約1か月）、講義等で基礎的知識・技法を習得する前期合同研修（約3か月）、指導者の調査を補助し、実践的知識・技法を習得する実務修習（約1年1か月）、演習等でより高度な知識・技法を習得する後期合同研修（約6か月）から成る家庭裁判所調査官養成課程を経て、家庭裁判所調査官に任命される。

※合同研修は裁判所職員総合研修所で行われ、実務修習は、全国の家庭裁判所で指導担当者による指導の下に行われる。

○一定の実務経験を要件とした上で、試験により取得（建築主事等）

一級建築士試験に合格し、建築行政又は指定確認検査機関における確認検査の業務に関して2年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣が実施する建築基準適合判定資格者検定に合格したものが建築主事に任命される。

○一定の実務経験を要件とした上で、講習の受講により取得（社会教育主事等）

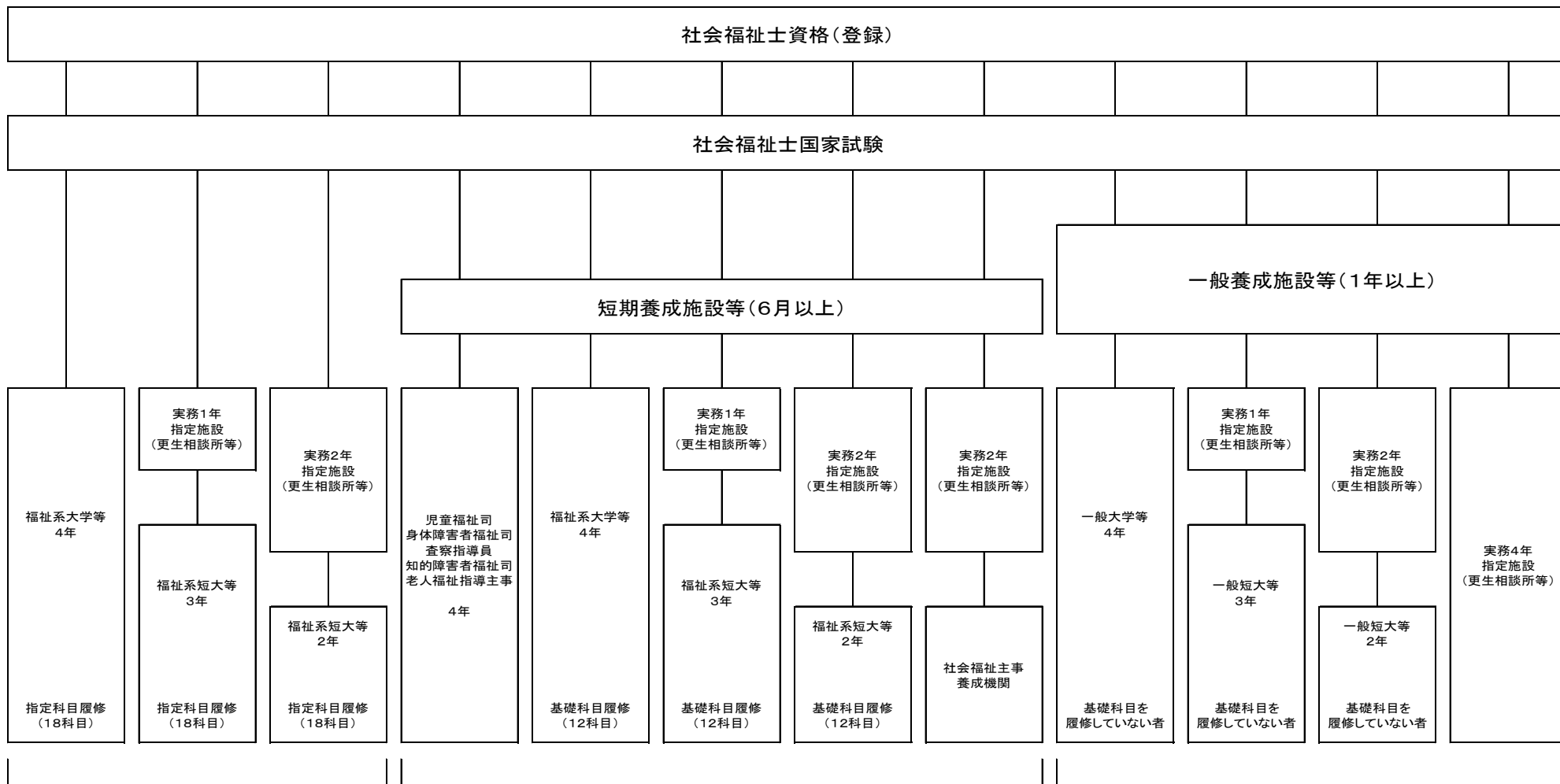
大学卒業者等で社会教育関係の業務における3年の実務経験を経た者や、教員免許を有し教員等の職における5年間の実務経験を経た者等で、文部科学大臣の委嘱を受けた大学等が行う講習（150時間程度）を修了したものが社会教育主事に任命される。

○一定の実務経験を要件とした上で、試験及び講習の受講により取得（介護支援専門員（ケアマネジャー）等）

保健医療福祉分野における国家資格等に基づく業務又は相談援助業務における5年の実務経験を経た者で、都道府県が実施する介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、都道府県が実施する実務研修の課程を修了したものが介護支援専門員（ケアマネジャー）となることができる。

社会福祉士の資格取得ルート

- 社会福祉士の資格を取得するためには国家試験に合格する必要があるが、受験資格を得るには大きく分けて3ルートある。
- ① 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」
 - ② 福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で6月以上修学する「短期養成施設ルート」
 - ③ 一般大学等を卒業又は4年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で1年以上修学する「一般養成施設ルート」



①福祉系大学等ルート

②短期養成施設ルート

③一般養成施設ルート

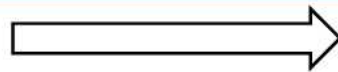
(参考) 社会福祉士国家試験合格者数(第31回)

7,232人(58.1%)	711人(5.7%)	4,513人(36.2%)
---------------	------------	---------------

注) 国家試験合格者数の表中、括弧内は全合格者数に対する各ルートの合格者数の割合を示している。

社会福祉士養成課程の教育内容の見直し 【新旧対照表】

【現行】 一般養成 22科目、1,200時間
短期養成 6科目、660時間



【見直し後】 一般養成 23科目、1,200時間
短期養成 8科目、720時間

社会福祉士養成科目【現行】	一般養成 (時間数)	短期養成 (時間数)	大学等		社会福祉士養成科目【見直し後】	一般養成 (時間数)	短期養成 (時間数)	大学等	
			指定科目	基礎科目				指定科目	基礎科目
①人体の構造と機能及び疾病	30		○	○	①医学概論	30		○	○
②心理学理論と心理的支援	30		○	○	②心理学と心理的支援	30		○	○
③社会理論と社会システム	30		○	○	③社会学と社会システム	30		○	○
④現代社会と福祉	60	60	○		④社会福祉の原理と政策	60	60	○	
⑤社会調査の基礎	30		○	○	⑤社会福祉調査の基礎	30		○	○
⑥相談援助の基盤と専門職	60		○	○	⑥ソーシャルワークの基盤と専門職	30		○	○
					⑦ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	30		○	○
⑦相談援助の理論と方法	120	120	○		⑧ソーシャルワークの理論と方法	60	60	○	
					⑨ソーシャルワークの理論と方法(専門)	60	60	○	
⑧地域福祉の理論と方法	60	60	○		⑩地域福祉と包括的支援体制	60	60	○	
⑨福祉行財政と福祉計画	30		○	○					
⑩福祉サービスの組織と経営	30		○	○	⑪福祉サービスの組織と経営	30		○	○
⑪社会保障	60		○	○	⑫社会保障	60		○	○
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	60		○	○	⑬高齢者福祉	30		○	○
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30		○	○	⑭障害者福祉	30		○	○
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30		○	○	⑮児童・家庭福祉	30		○	○
⑮低所得者に対する支援と生活保護	30		○	○	⑯貧困に対する支援	30		○	○
⑯保健医療サービス	30		○	○	⑰保健医療と福祉	30		○	○
⑰就労支援サービス	15		○	○					
⑱権利擁護と成年後見制度	30		○	○	⑱権利擁護を支える法制度	30		○	○
⑲更生保護制度	15		○	○	⑲刑事司法と福祉	30		○	○
⑳相談援助演習	150	150	○		⑳ソーシャルワーク演習	30	30	○	
					㉑ソーシャルワーク演習(専門)	120	120	○	
㉑相談援助実習指導	90	90	○		㉒ソーシャルワーク実習指導	90	90	○	
㉒相談援助実習	180	180	○		㉓ソーシャルワーク実習	240	240	○	
合計	1,200	660	22科目	16科目	合計	1,200	720	23科目	15科目

大学等においては3科目のうち1科目を履修

大学等においては3科目のうち1科目を履修

大学等においても、全ての科目の履修を必修化

※科目の見直しについては、代表的なもののみ掲載。新たな教育内容は令和3年度から順次適用予定。

社会福祉士養成課程の教育内容等の見直し（概要）

見直しの背景

- 平成30年3月にとりまとめられた、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について（以下「報告書」という。）」を踏まえ、今後、地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するため、ソーシャルワークの専門職としての役割を担って行ける実践能力を有する社会福祉士を養成する必要があることから、教育内容等を見直すため、各分野の専門有識者及び実践者からなる「作業チーム」を設置。

「報告書」抜粋

- 地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するためには、これらのソーシャルワーク機能(※1)の発揮が必要であり、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士が、その役割を担っていけるような実践能力を習得する必要があることから、現行のカリキュラムを見直し、内容の充実を図っていく必要がある。

※1 これらのソーシャルワーク機能

○複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能

○地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能

- 社会福祉士の実践能力を高めていくためには、カリキュラムの見直しの中で、実践能力を養うための機会である実習や演習を充実させるとともに、教員が新カリキュラムを展開していくための研修や教員・実習指導者の要件等について検討する必要がある。

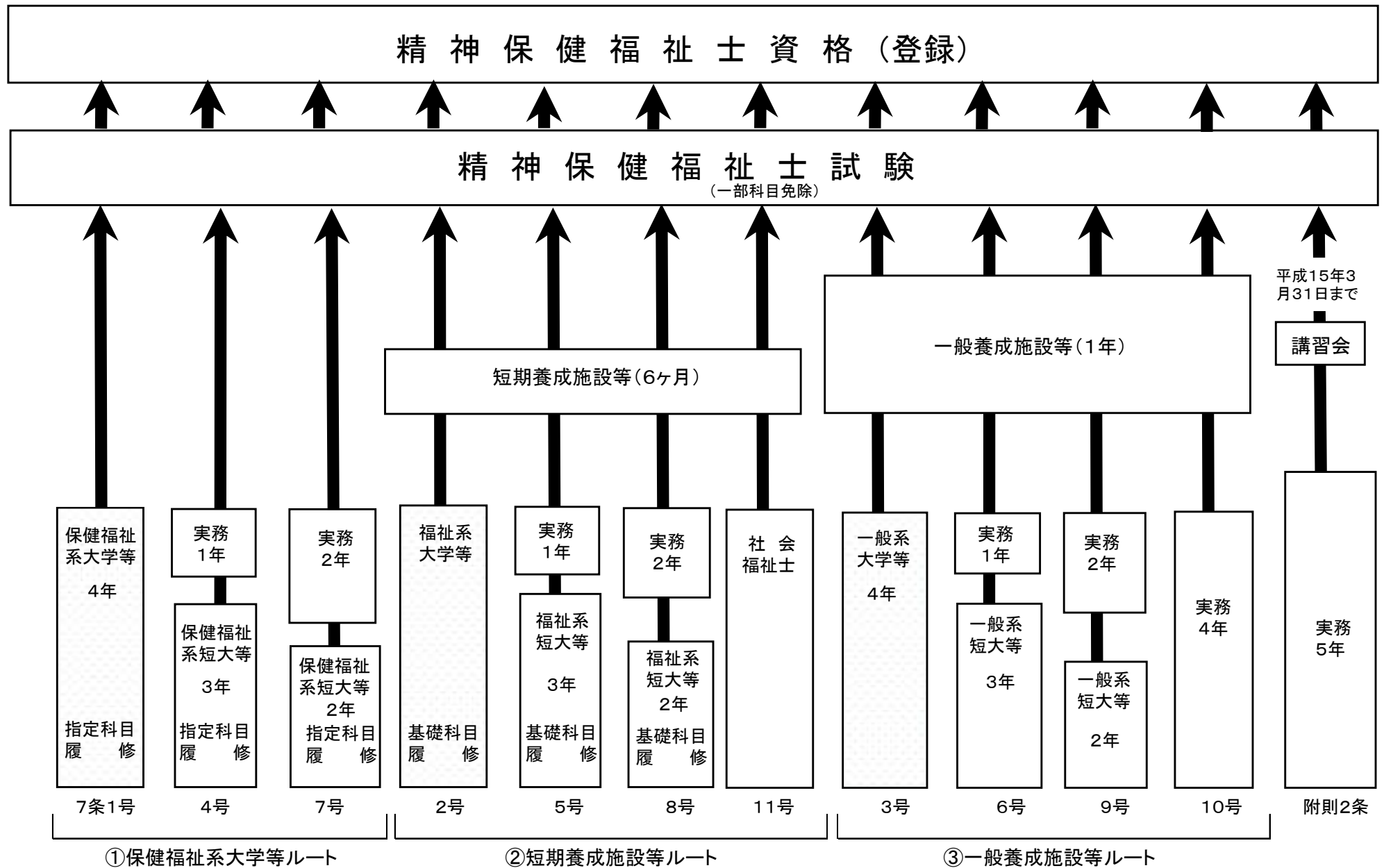
見直しの方向性

- 「報告書」及び平成19年度カリキュラム改正以降の社会状況の変化や法制度の創設等を踏まえ、ソーシャルワーク機能を発揮できる実践能力の習得が図られるよう、以下の点について、教育内容の見直しを行った。
 - 1 養成カリキュラムの内容の充実
 - 2 実習及び演習の充実
 - 3 実習施設の範囲の見直し 等

教育内容の見直しのスケジュール

- 2019(令和元)年度から周知を行う。2021(令和3)年度より順次導入を想定。

精神保健福祉士の資格取得ルート



(参考) 精神保健福祉士国家試験合格者数(第21回)

1,539人(36.2%)	1,804人(42.4%)	908人(21.4%)
---------------	---------------	-------------

注) 国家試験合格者数の表中、括弧内は全合格者数に対する各ルートの合格者数の割合を示している。

精神保健福祉士養成課程の教育内容の見直し【新旧対照表】

【現行】 精神保健福祉士養成科目	一般養成 (時間数)	短期養成 (時間数)	大学等			【見直し後】 精神保健福祉士養成科目	一般養成 (時間数)	短期養成 (時間数)	大学等	
			指定科目	基礎科目					指定科目	基礎科目
①人体の構造と機能及び疾病	30		○	○		①医学概論	30		○	○
②心理学理論と心理的支援	30		○	○		②心理学と心理的支援	30		○	○
③社会理論と社会システム	30		○	○		③社会学と社会システム	30		○	○
④現代社会と福祉	60		○	○	●	④社会福祉の原理と政策	60		○	○
⑤地域福祉の理論と方法	60		○	○	●	⑤地域福祉と包括的支援体制	60		○	○
⑥社会保障	60		○	○		⑥社会保障	60		○	○
⑦低所得者に対する支援と生活保護	30		○	○	●	⑦障害者福祉	30		○	○
⑧福祉行財政と福祉計画	30		○	○	●	⑧権利擁護を支える法制度	30		○	○
⑨保健医療サービス	30		○	○	●	⑨刑事司法と福祉	30		○	○
⑩権利擁護と成年後見制度	30		○	○	●	⑩社会福祉調査の基礎	30		○	○
⑪障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30		○	○	●	⑪精神医学と精神医療	60	60	○	
⑫精神疾患とその治療	60	60	○		●	⑫現代の精神保健の課題と支援	60	60	○	
⑬精神保健の課題と支援	60	60	○		●	⑬ソーシャルワークの基盤と専門職	30		○	○
⑭精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	30		○	○		⑭精神保健福祉の原理	60	60	○	
⑮精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	30	30	○		●	⑮ソーシャルワークの理論と方法	60	60	○	
⑯精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120	120	○		●	⑯ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60	60	○	
⑰精神保健福祉に関する制度とサービス	60	60	○		●	⑰精神障害リハビリテーション論	30	30	○	
⑱精神障害者の生活支援システム	30	30	○		●	⑱精神保健福祉制度論	30	30	○	
⑲精神保健福祉援助演習（基礎）	30		○	○		⑲ソーシャルワーク演習	30		○	○
⑳精神保健福祉援助演習（専門）	60	60	○			⑳ソーシャルワーク演習（専門）	90	90	○	
㉑精神保健福祉援助実習指導	90	90	○			㉑ソーシャルワーク実習指導	90	90	○	
㉒精神保健福祉援助実習	210	210	○			㉒ソーシャルワーク実習	210	210	○	
合計	1,200	720	22科目	13科目		合計	1,200	750	22科目	12科目

※ 統合や分割等により再構築を図った科目について、代表的なもののみ矢印を掲載。新たな教育内容は令和3年度から順次適用予定。

精神保健福祉士養成課程の教育内容等の見直し（概要）

見直しの背景

- 精神保健福祉士を取り巻く環境の変化に伴い、精神保健福祉士が果たす役割は、精神障害者に対する援助のみならず、精神障害等によって日常生活又は社会生活に支援を必要とする者や精神保健（メンタルヘルス）の課題を抱える者への援助へと拡大してきている。
- 役割の拡大とともに精神保健福祉士の配置・就労状況も、医療（病院・診療所など）、福祉（障害福祉サービス等事業所など）、保健（行政など）から、教育（各種学校など）、司法（更生保護施設、刑務所等矯正施設など）や産業・労働（ハローワーク、EAP企業、一般企業など）へ拡大している。
- また、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討委員会）や社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会より、包括的な相談支援を担える人材育成等のため養成カリキュラムの見直しを検討すべきとの指摘がされている。

〔精神保健福祉士を取り巻く環境の変化の例〕

出典：精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会 中間報告書

- 平成25年、地域社会における共生の実現に向けて、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、「障害者自立支援法」改正、「障害者総合支援法」の施行
- 平成29年、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において、精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことを新たな理念として明記
- アルコール、薬物、ギャンブル等の各依存症などへの対策として、人材育成や依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関等の地域の医療・相談支援体制の整備を推進することや、予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備の推進

〔地域力強化検討委員会中間とりまとめ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～〕

“我が事・丸ごと”を実現するためには、制度横断的な知識を有し、アセスメントの力、支援計画の策定・評価、関係者の連携・調整・資源開発までできるような、包括的な相談支援を担える人材育成に取り組むべきである。また、ソーシャルワーカーの養成や配置等については、国家資格として現在の養成カリキュラムの見直しも含めて検討すべきである。

- 以上のことから、精神保健福祉士を取り巻く状況に的確に対応できる人材を育成することを目的に、「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」及び具体的な教育内容等に関する検討を行うワーキンググループを設置し、教育内容の検討を行った。

見直しの方向性

- 2012（平成24）年度の現行カリキュラムの施行以降の社会状況の変化や法制度の創設等を踏まえ、精神保健福祉士を取り巻く状況に的確に対応できる人材が育成されるよう、以下の点について、教育内容の見直しを行った。
 - 1 養成カリキュラムの内容の充実
 - 2 実習・演習の充実
 - 3 実習施設の範囲の見直し等

教育内容の見直しのスケジュール

- 2019（令和元）年度から周知を行う。2021（令和3）年度より順次導入を想定。